主

本件各控訴を棄却する。

理由

本件各控訴の趣意は,検察官伊藤俊行作成の控訴趣意書添付の検察官吉田克久作成の控訴趣意書及び弁護人奥泉尚洋作成の控訴趣意書にそれぞれ記載されているとおりであり,検察官の控訴趣意に対する答弁は検察官伊藤俊行作成の答弁書にそれぞれ記載されているとおりであるから,これらを引用するが,検察官の控訴趣意は,量刑不当の主張であり,弁護人の控訴趣意は,殺人予備に関する法令適用の誤り及び量刑不当の主張である。

1 法令適用の誤りの控訴趣意について

弁護人の論旨は,原判示第2の1の殺人予備について,被害者に対する謝罪の意味や反省の意思で犯罪行為を申告したものであって,自首が成立するから,自発的に犯罪事実を申告したとはいえず自首が成立しないとした原判決には,判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがあるというのである。

所論にかんがみ、記録を調査して検討する。

関係証拠によれば、被告人は、原判示第2の1の校長Aを 殺害する計画があったことを捜査官に供述しているところ、 被告人がこの供述をし始めたのは、被告人の取調べに当たっ た警察官Bにおいて、校長作成名義の遺書が見つかっている ことを言外ににおわせた程度の段階であり、追及といえるほ どのこともない段階であったと認められ、また、被告人は、 上記供述をし始めた動機について、警察官が遺書のことを知っているのではないかと不安に思ったからであると供述しているのであって、上記の段階でこのように不安に思ったということだけでは、自発性という自首成立の要件を満たさないということはできないから、自発性の要件がないとして自首の成立を否定した原判決の説示は成り立たない。

ところで,原判決が殺人予備行為として認定した事実は,「輪状に結束したロープを準備した上,同人(校長)をわらけるなどし」たというものであるかい投長作成名義の遺書が捜査機関に発見されたにすぎない日本とはいえず,また,校長の出まが現立したのであるが、また。が書いてませい。とも考えうるところではあるが,その行為は殺人予備行為が原判示の上記行為とはあるが,その行為は殺人予備行為が原力るとも考えうるところではあるが,その行為は殺人予備行為が発覚していたら,やはり捜査機関に本件殺人予備行為が発覚していたとはいえない。

以上によれば,本件殺人予備について被告人には自首が成立するというべきであるが,後記の諸般の事情を考慮すると,自首の成立が本件の量刑を左右するものではないから,結局,原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがあるとはいえない。

論旨は理由がない。

2 量刑不当の控訴趣意について 検察官の論旨は、被告人を懲役26年に処した原判決の量 刑は,無期懲役をもって臨まなかった点で軽すぎて不当であるというのであり,弁護人の論旨は,原判決の上記量刑は重すぎて不当であるというのである。

所論にかんがみ,記録を調査し,当審における事実取調べの結果をも併せ検討する。

本件は,被告人が,勤務する小学校の教職員出張旅費の払 戻名下に預金払戻請求書を偽造,行使して信用金庫から現金 をだまし取り(原判示第1),その発覚を免れようとして同 校の校長を殺害する目的で予備行為に及び(同第2の1), その殺害計画を実行するのに妨げとなる同校の職員1名を殺 害した(同第2の2)事案である。

絞殺して首吊り自殺に見せかけようなどと具体的に計画を立てた上,深夜に校長室で校長名義の遺書を作成した後,原判示第2の1の犯行に及び,その後同女が出勤してくるのを待ち伏せて,原判示第2の2の犯行に及んだものであるところが明示第1の犯行の動機は利欲的かつ身勝手であって,酌ができ事情はなく,また,原判示第2の各犯行の動機は,その経覚を免れて自分だけが助かりたいというまなとに身勝手なものであって,人命軽視も甚だしく,殊に入が長殺害の計画の妨げになるというだけの理由で殺害に及んだ原判示第2の2の犯行の動機は身勝手極まりないというほかはなく,その経緯や動機に酌むべきものは全くない。

リ下ろし、それだけでは被害者が死亡しなかったことが分か るや,確実に殺害するため,さらに手斧でその頭部を多数回 にわたって殴りつけ,被害者の悲鳴や命乞いを一顧だにする ことなく、手斧や途中で折れた手斧の柄、さらには金槌でそ の頭部や顔面を多数回にわたり執拗に殴り続けた上,とどめ をさそうとして用意していたロープでその首を絞めたが抵抗 されたため、付近にある理科室から持ち出した包丁で心臓の あたりをめがけて胸部と背部を数回突き刺し,さらに頸部を 突き刺して,ついに絶命させたのであって,被害者が死亡す るまで何ら躊躇することなく種々の凶器を用いて連続的に暴 行 を 加 え る と い う 態 様 の 冷 酷 さ 残 忍 さ は 際 立 っ て お り , 被 害 者に合計 3 5 か所もの創傷のほか多数の防御創を負わせ,何 よりも死亡させたというその結果は極めて重大であり、何の 落 ち 度 も な い の に 同 僚 か ら 突 然 極 め て ひ ど い 暴 行 を 加 え ら れ て24歳の若さで生命を奪われた被害者の肉体的,精神的苦 痛は量り知れないものがあり,加えて,被告人は,包丁や着 衣等を投棄したり、当日予定されていた行事に参加するなど して、自分が犯人であると疑われないように工作するなど犯 行後の行動も芳しくなく,しかも,被害者の遺族の悲しみは 甚 大 で あ る の に , 原 判 決 宣 告 の 時 点 に お い て も 遺 族 に 対 す る 慰謝の措置はほとんどなされておらず、遺族の処罰感情には 非常に厳しいものがあり、さらには本件が児童や地域住民ら 各方面に与えた心理的悪影響も軽視することができない。

以上によれば、被告人の刑事責任は相当に重い。

そうすると,原判示第2の1の殺人予備については自首が 成立すること,被告人は,捜査段階の比較的早い段階から本 件各犯行を認め,本当に申しわけない気持ちで一杯であり,被害者の冥福を祈って毎日合掌している旨述べ,教頭から熱心な教育的指導を受けたり被害者の遺族の心情に直加いない。 も謝罪文を書くなど,被告人なりに反省の態度を示いるられるいない。 も謝罪文を書くなど,被告人なりに反省の態度を示いるるとしために酌むことのできる諸事情を十分に考慮しても、原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえない。他方害者の遺族の処罰感情を勘案しても,原判決の量刑が軽すぎて不当であるとはいえない。

環境等の本件背景事情を勘案すべきであるというのであるが、 所論がるる指摘する点を検討しても、本件量刑を大きく減ず るようなものとはいえず、所論は採用することができない。 検察官及び弁護人の各論旨はいずれも理由がない。

3 よって、刑訴法396条により本件各控訴を棄却することとし、当審における訴訟費用を被告人に負担させないことにつき刑訴法181条1項ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

平成21年5月26日 札幌高等裁判所刑事部

裁判長裁判官 小 川 育 央 裁判官 井 口 実

裁判官 水 野 将 徳